

Radiata Increase



FP3級 実技 資産設計提案業務 過去問解説 2023年9月

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2023年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合の注意事項に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自らが作成する部分が「主」で、引用する部分が「従」となる内容にした。
2. 自らが作成する部分と引用する部分を区別できないようにまとめて表現した。
3. 引用する著作物のタイトルと著作者名を明記した。

【答え】

1. 適切

自己の著作物が「主」であり、引用部分が「従」であることが必要であり、主従関係といいます。

2. 不適切

著作物を引用する場合は、自分の著作物と引用部分は**区別しなければなりません**。

3. 適切

著作物を引用する場合は、**引用元を明示**する必要があります。

[著作権侵害を避ける引用するための条件]

- ・引用部分が明示されていること
- ・引用元が明示されていること
- ・自己の著作物が「主」であり、引用部分が「従」であることが必要であり、主従関係が明確であること
- ・他人の著作物を引用する必然性があること
- ・引用部分を改変しないこと。

したがって正解は、2

問2

下記は、小山家のキャッシュフロー表(一部抜粋)である。このキャッシュフロー表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値として、誤っているものはどれか。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

<小山家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2023	2024	2025	2026	2027
家族・ 年齢	小山 信介	本人	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
	美緒	妻	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
	健太郎	長男	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
	沙奈	長女	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
ライフイベント		変動率		自動車の 買替え	沙奈 小学校入学		健太郎 中学校入学
収入	給与収入(本人)	1%	428	432	437	441	445
	給与収入(妻)	1%	402	406	410	414	418
	収入合計	—	830	838	847	855	863
支出	基本生活費	2%	287				(ア)
	住宅関連費	—	162	162	162	162	162
	教育費	—					
	保険料	—	48	48	48	48	48
	一時的支出	—		400			
	その他支出	—	60	60	60	60	60
支出合計		—	627				
年間収支			(イ)		208		
金融資産残高		1%	823	627	(ウ)		

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2023年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄にしてある。

1. (ア)310
2. (イ)203
3. (ウ)841

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^N$ 乗

ア. 311万円

- ・基本生活費 基準年287万円
- ・変動率2%
- ・4年後の基本生活費

$$\begin{aligned}\text{4年後の基本生活費} &= 287\text{万円} \times (1+2\div 100)^4 \text{乗} \\ &= 310.6\ldots\text{万円} \\ &= \text{311万円}(\text{万円未満四捨五入})\end{aligned}$$

イ. 203万円

収入合計-支出合計=年間収支

$$830\text{万円}-627\text{万円}=\text{203万円}$$

ウ. 841万円

金融資産残高の計算の場合は、前年の金融資産残高に変動率の増加分と、1年後の年間収支208万円を加えた金額となります。

$$\begin{aligned}\text{1年後の金融資産残高} &= 627\text{万円} \times (1+1\div 100) + 208\text{万円} \\ &= 841.27\text{万円} \\ &= \text{841万円}(\text{万円未満四捨五入})\end{aligned}$$

[本問の場合]

(ア)310 万円ではなく、311 万円が適切です]。

したがって正解は、1

【第2問】下記の(問3)～(問5)について解答しなさい。

問3

下記＜資料＞に基づくHX株式会社の投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、購入時の手数料および税金は考慮しないものとする。

＜資料＞

[株式市場に関するデータ]

◇投資指標	(P E Rと配当利回りの太字は予想、カッコ内は 前期基準、P B Rは四半期末基準、連結ベース)			
	P E R	P B R	配当利回り (%)	
	(倍)	(倍)	単純平均	加重平均
日経平均採用銘柄	12.27 (13.10)	1.11	2.37 (2.20)	
J P X日経400採用銘柄	12.66 (13.16)	1.24	2.20 (2.04)	2.62 (2.45)
東証プライム全銘柄	13.10 (13.85)	1.12	2.45 (2.25)	2.60 (2.42)
東証スタンダード全銘柄	14.08 (16.92)	0.90	2.27 (2.24)	2.01 (1.94)

(出所：日本経済新聞 2023年1月13日朝刊 20面)

[HX株式会社に関するデータ]

株価	2,200円
1株当たり純利益(今期予想)	730円
1株当たり純資産	4,280円
1株当たり年間配当金(今期予想)	200円

1. 株価収益率(PER)で比較した場合、HX株式会社の株価は日経平均採用銘柄の平均(予想ベース)より割安である。
2. 株価純資産倍率(PBR)で比較した場合、HX株式会社の株価は東証プライム全銘柄の平均より割安である。
3. 配当利回り(単純平均)で比較した場合、HX株式会社の配当利回りは東証スタンダード全銘柄の平均(予想ベース)より低い。

【答え】

[株式市場に関するデータ]

◇投資指標	(P E Rと配当利回りの太字は予想、カッコ内は 前期基準、P B Rは四半期末基準、連結ベース)			
	P E R	P B R	配当利回り (%)	
	(倍)	(倍)	単純平均	加重平均
日経平均採用銘柄	12.27 (13.10)	1.11	2.37 (2.20)	
J P X日経400採用銘柄	12.66 (13.16)	1.24	2.20 (2.04)	2.62 (2.45)
東証プライム全銘柄	13.10 (13.85)	1.12	2.45 (2.25)	2.60 (2.42)
東証スタンダード全銘柄	14.08 (16.92)	0.90	2.27 (2.24)	2.01 (1.94)

(出所：日本経済新聞 2023年1月13日朝刊 20面)

[H X株式会社に関するデータ]

株価	2,200円
1株当たり純利益(今期予想)	730円
1株当たり純資産	4,280円
1株当たり年間配当金(今期予想)	200円

1. 適切

株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です
・PERが高いほど割高・PERが低いほど割安

$PER(\text{倍}) = \text{株価} \div 1\text{株当たり当期純利益}(\text{EPS})$

[本問の場合]

- ・H X株式会社のPER $2,200\text{円} \div 730\text{円} \div 3.01\text{倍}$
- ・日経平均採用銘柄の平均PER 12.27倍

よって、H X株式会社の方が、数値が小さいため**割安**となります。

2. 適切

株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

- ・PBRが高いほど割高・PBRが低いほど割安

$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div 1 \text{株当たり純資産(BPS)}$

$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$

[本問の場合]

- ・HX株式会社のPBR $2,200\text{円} \div 4,280\text{円} \div 0.51\text{倍}$
- ・東証プライム全銘柄の平均PBR 1.12倍

よって、HX株式会社の方が、数値が小さいため割安となります。

3. 不適切

株価に対し、1年間でどれだけの配当を受けられるかを示した数値です。

- ・株価に対して何%の配当を出しているかを示します。

$\text{配当利回り} = 1\text{株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$

[本問の場合]

- ・HX株式会社の配当利回り $200\text{円} \div 2,200\text{円} \times 100 \div 9.09\text{倍}$
- ・東証スタンダード全銘柄の平均配当利回り 2.27倍

よって、HX株式会社の配当利回りの方が高いです。

本問では、「低い」と説明されていますので、不適切となります。

したがって正解は、3

問4

東京証券取引所に上場されている国内株式の買い付け等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記のカレンダーを使用すること。

2023年 9月／10月						
日	月	火	水	木	金	土
9／24	25	26	27	28	29	30
10／1	2	3	4	5	6	7

※網掛け部分は、市場休業日である。

1. 9月29日に国内上場株式を買い付けた場合、受渡日は10月3日である。
2. 配当金の権利確定日が9月29日である国内上場株式を9月28日に買い付けた場合、配当金を受け取ることができる。
3. 権利確定日が9月29日である国内上場株式の権利落ち日は、10月2日である。

【答え】

1. 適切

上場株式等の受渡日(決算日)はお取引日から起算して3営業日目(約定日から2営業日後に決済)です

本問の通り、9月29日(金)に買い付けた場合、受渡日は10月3日(火)です。

2. 不適切

9月29日(金)が権利確定日の場合、
9月27日(水)に買い付けることで、3営業日目となる9月29日(金)に引き渡されますので、配当金の権利を得ます。

本問では、9月28日(木)と説明されていますので、不適切となります。

3. 不適切

権利落ち日とは、株主がその銘柄を保有することで株主権利を得られることができる最終売買日の翌営業日を指します。

本問の場合、権利付き最終日が9月27日(水)なので、翌営業日の9月28日(木)が権利落ち日となります。

本問では、10月2日と説明されていますので、不適切となります。

したがって正解は、1

問5

金投資に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、金の取引は継続的な売買でないものとする。

- ・ 金地金の売買において、海外の金価格(米ドル建て)が一定の場合、円高(米ドル／円相場)は国内金価格の(ア)要因となる。
 - ・ 個人が金地金を売却した場合の所得については、保有期間が(イ)以内の場合、短期譲渡所得として課税される。
 - ・ 純金積立てにより購入した場合、積み立てた金を現物で受け取ることが(ウ)。
1. (ア)上昇 (イ)10年 (ウ)できない
 2. (ア)上昇 (イ) 5年 (ウ)できない
 3. (ア)下落 (イ) 5年 (ウ)できる

【答え】

1. 下落

外貨建ての場合

円安になると為替差益が出て、円換算では投資利回りが上昇します。
円高になると為替差損が出て、円換算では投資利回りは下落します。

2. 5年

保有期間が5年以下の場合、短期譲渡所得となります。
保有期間が5年以上の場合、長期譲渡所得となります。

3. できる

純金積立により購入した金は、現物で受け取ることができます。

したがって正解は、3

【第3問】下記の(問6)、(問7)について解答しなさい。

問6

下表は、定期借地権についてまとめた表である。下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

種類	一般定期借地権	(イ) 定期借地権等	建物譲渡特約付借地権
借地借家法	第22条	第23条	第24条
存続期間	(ア) 年以上	10年以上50年未満	30年以上
契約方式	公正証書等の書面	公正証書	指定なし
契約終了時の建物	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する	(ウ) が建物を買取る

1. (ア)30 (イ)居住用 (ウ)借地人
2. (ア)50 (イ)事業用 (ウ)土地所有者
3. (ア)50 (イ)居住用 (ウ)土地所有者

【答え】

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期間 終了時	原則、更地で返す	原則、更地で返す	建物付きで返す

(ア)

一般定期借地権の契約の存続は、50年以上です。

(イ)

契約の存続が、10年以上50年未満で、契約方法公正証書に限る借地権は、事業用定期借地権となります。

(ウ)

建物譲渡特約付借地権は、期間終了時に、土地所有者が借地上の建物を時価で買い取るものです。

したがって正解は、2

問7

下表は、宅地建物の売買・交換において、宅地建物取引業者と交わす媒介契約の種類とその概要についてまとめた表である。下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、自己発見取引とは、自ら発見した相手方と売買または交換の契約を締結する行為を指すものとする。

	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
複数業者への重複依頼	可	不可	不可
自己発見取引	可	(イ)	不可
依頼者への業務処理状況報告義務	(ア)	2週間に1回以上	1週間に1回以上
指定流通機構への登録義務	なし	媒介契約締結日の翌日から7営業日以内	媒介契約締結日の翌日から(ウ)営業日以内

1. (ア)なし (イ)可 (ウ)5
2. (ア)3週間に1回以上 (イ)不可 (ウ)5
3. (ア)3週間に1回以上 (イ)可 (ウ)3

【答え】

		一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
依頼主側	複数社と契約	○	×	×
	自己発見取引	○	(イ) ○	×
業者側	依頼者への業務報告義務	(ア)なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上
	指定流通機構への登録義務	なし	契約日から7日以内	(ウ)契約日から5日以内
契約の有効期限		規制なし	3ヶ月以内	3ヶ月以内

1. なし

一般媒介契約は、依頼者への業務報告義務はありません。

2. 可

専任媒介契約は、自己発券取引が可能です。

3. 5

専属専任媒介契約は、指定流通機構への登録は、契約日から5日以内です。

したがって正解は、1

【第4問】下記の(問8)～(問10)について解答しなさい。

問8

飯田雅彦さんが加入している定期保険特約付終身保険(下記＜資料＞参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、保険契約は有効に継続しており、特約は自動更新されているものとする。また、雅彦さんはこれまでに＜資料＞の保険から保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

＜資料＞

定期保険特約付終身保険

保険証券記号番号〇〇△△××□□

保険契約者	飯田 雅彦 様	保険契約者印	◇契約日(保険期間の始期) 2006年10月1日
被保険者	飯田 雅彦 様 契約年齢30歳 1976年8月10日生まれ 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	(死亡保険金) 飯田 光子 様(妻)		◇主契約の保険料払込期間 60歳払込満了

◆ご契約内容

終身保険金額(主契約保険金額)	500万円
定期保険特約保険金額	3,000万円
特定疾病保障定期保険特約保険金額	400万円
傷害特約保険金額	300万円
災害入院特約[本人・妻型]入院5日目から 日額5,000円	
疾病入院特約[本人・妻型]入院5日目から 日額5,000円	
※不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて手術給付金(入院給付金日額の10倍・20倍・40倍)を支払います。	
※妻の場合は、本人の給付金の6割の日額となります。	
リビング・ニーズ特約	

◆お払い込みいただく合計保険料

毎回	××,×××円
[保険料払込方法(回数)] 団体月払い	
◇社員配当金支払方法 利息をつけて積立て	
◇特約の払込期間および保険期間 15年	

飯田雅彦さんが、2023年中に交通事故により死亡(入院・手術なし)した場合に支払われる死亡保険金は、合計(ア)である。

1. 3,500万円
2. 3,900万円
3. 4,200万円

【答え】

『本問で支払われる死亡保険金』

●終身保険 500 万円

保障が一生継続する保険で、**死因に関係なく**支払われます。

●定期保険特約 3,000 万円

契約時に決めた保険期間中に死亡または高度障害状態になった場合、保険金が支払われます。

●特定疾病保障定期保険特約 400 万円

特定疾病のガン、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。

本問のように特定疾病保険金を受け取らず、特定疾病以外で死亡した場合でも、**死亡原因は問わず、死亡・高度障害保険金が支払われます。**

●傷害特約 300 万円

不慮の事故が原因で、事故日から 180 日以内に死亡した時に支払われます。

死亡保険金額=500 万円+3,000 万円+400 万円+300 万円
=4,200 万円

したがって正解は、3

問9

大垣正臣さんが2023年中に支払った生命保険の保険料は下記＜資料＞のとおりである。この場合の正臣さんの2023年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。

なお、下記＜資料＞の保険について、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、2023年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

＜資料＞

[定期保険（無配当、新生命保険料）] 契約日：2019年5月1日 保険契約者：大垣 正臣 被保険者：大垣 正臣 死亡保険金受取人：大垣 悦子（妻） 2023年の年間支払保険料：65,040円	[医療保険（無配当、介護医療保険料）] 契約日：2012年8月10日 保険契約者：大垣 正臣 被保険者：大垣 正臣 死亡保険金受取人：大垣 悦子（妻） 2023年の年間支払保険料：50,400円
---	---

＜所得税の生命保険料控除額の速算表＞

[2012年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

（注）支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 36,260円
2. 40,000円
3. 68,860円

【答え】

[定期保険（無配当、新生命保険料）]

契約日：2019年5月1日

保険契約者：大垣 正臣

被保険者：大垣 正臣

死亡保険金受取人：大垣 悦子（妻）

2023年の年間支払保険料：65,040円

[医療保険（無配当、介護医療保険料）]

契約日：2012年8月10日

保険契約者：大垣 正臣

被保険者：大垣 正臣

死亡保険金受取人：大垣 悦子（妻）

2023年の年間支払保険料：50,400円

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

[2012年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

（注）支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

●定期保険

$$65,040円 \times 1/4 + 20,000円 = 36,260円$$

●医療保険

$$50,400円 \times 1/4 + 20,000円 = 32,600円$$

$$2023年分の生命保険料控除額 = 36,260円 + 32,600円 = 68,860円$$

したがって正解は、3

問10

損害保険の用語についてFPの青山さんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「通知義務とは、契約の締結に際し、危険に関する『重要な事項』のうち保険会社が求めた事項について事実を正確に通知する義務のことです。」
2. 「一部保険とは、保険金額が保険の対象の価額(保険価額)を超えている保険のことです。」
3. 「再調達価額とは、保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額のことです。」

【答え】

1. 不適切

通知義務とは、契約者または被保険者が、保険契約の締結後にその内容に変更が生じた場合、保険会社に対してその事実を報告しなければならないことです。

本問の説明は、告知義務の説明となります。

告知義務とは、保険会社が告知を求めた告知事項と呼ばれる契約上重要事項について、事実を正確に告知する必要があることです。

2. 不適切

一部保険とは、保険対象物の価額よりも設定している保険金額が少ないものです。

本問の説明は、超過保険の説明となります。

超過保険とは、保険金額が保険対象の実際の価額を超えていることです。

3. 適切

本問の通り、

再調達価格とは、保険契約の対象と同等のものを取得する必要な資金のことです。

したがって正解は、3

【第5問】下記の(問11) 、 (問12)について解答しなさい。

問11

大津さん(66歳)の2023年分の収入は下記＜資料＞のとおりである。大津さんの2023年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

内容	金額
アルバイト収入	200万円
老齢基礎年金	78万円

※アルバイト収入は給与所得控除額を控除する前の金額である。

※老齢基礎年金は公的年金等控除額を控除する前の金額である。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－ 10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋ 8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋ 44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円 (上限)

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋ 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋ 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)× 5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋ 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋ 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)× 5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

1. 132万円
2. 150万円
3. 200万円

【答え】

総所得金額とは総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

給与所得=給与収入-給与所得控除

給与所得控除=200万円×30%+8万円=68万円

給与所得=200万円-68万円=132万円

公的年金等の雑所得=年金収入-公的年金等雑所得

=78万円-110万円

=▲32万円=0円

※大津さんは66歳ですので、速算表の65歳以上の者の330万円以下の110万円となります。

総所得金額=給与所得132万円+公的年金の雑所得0万円

=132万円

したがって正解は、1

問12

会社員の井上大輝さんが2023年中に支払った医療費等が下記＜資料＞のとおりである場合、大輝さんの2023年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、大輝さんの2023年中の所得は、給与所得800万円のみであり、支払った医療費等はすべて大輝さんおよび生計を一にする妻のために支払ったものである。また、医療費控除の金額が最も大きくなるよう計算することとし、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)については、考慮しないものとする。

＜資料＞

支払年月	医療等を受けた人	内容	支払金額
2023年1月	大輝さん	人間ドック代(※1)	8万円
2023年5月～6月		入院費用(※2)	30万円
2023年8月	妻	健康増進のためのビタミン剤の購入代	3万円
2023年9月		骨折の治療のために整形外科へ支払った治療費	5万円

(※1) 人間ドックの結果、重大な疾病は発見されていない。

(※2) この入院について、加入中の生命保険から入院給付金が6万円支給された。

1. 19万円
2. 25万円
3. 27万円

【答え】

医療費控除は、その年に支払った自己負担の医療費から保険金などで補填された金額と10万円を差し引いた額です。

[計算式]

支出した医療費用-10万円

[本問の場合]

- ・人間ドッグ: 重大な疾病が発見されていないため対象外
- ・入院費用: 30万円-入院給付金6万円=24万円
- ・ビタミン剤の購入代金: 対象外
- ・骨折の治療費: 家族のために支払った治療費5万円は対象

●支出した医療費

24万円+5万円=29万円

●医療費総額

支出した医療費29万円-医療費控除10万円=**19万円**

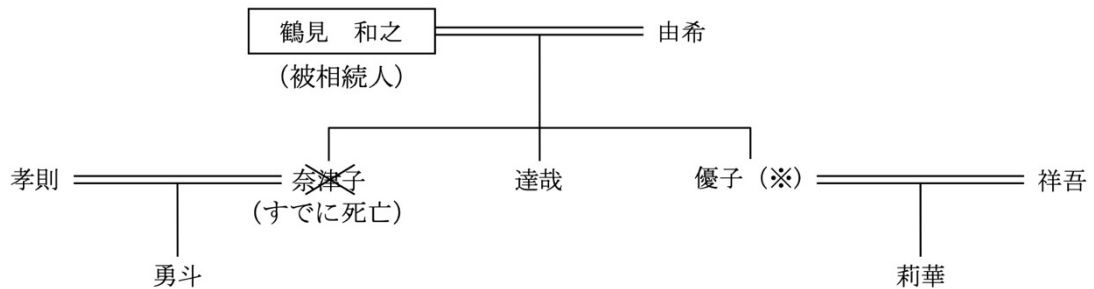
したがって正解は、1

【第6問】下記の(問13)～(問15)について解答しなさい。

問13

2023年9月2日に相続が開始された鶴見和之さん(被相続人)の＜親族関係図＞が下記のとおりである場合、民法上の相続人および法定相続分の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないものとする。

＜親族関係図＞



※優子さんは適法に相続を放棄している。

1. 由希 $1/2$ 達哉 $1/2$
2. 由希 $1/2$ 達哉 $1/4$ 勇斗 $1/4$
3. 由希 $1/2$ 達哉 $1/6$ 勇斗 $1/6$ 莉華 $1/6$

【答え】

●法定相続人

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

[本問の法定相続人]

- ・由希さん
- ・達哉さん
- ・勇斗さん

※奈津子さんはすでに死亡していますので、代襲相続として子の勇斗さんが相続人となります。

※優子さんは相続を放棄していますが、相続を放棄した者は、最初からいなかったものとして扱われます。

●法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[本問の法定相続分]

- ・由希さん $\frac{1}{2}$
- ・達哉さん $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
- ・勇斗さん $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

したがって正解は、2

問14

落合さん(65歳)は、相続税の計算における生命保険金等の非課税限度額について、FPで税理士でもある佐野さんに質問をした。下記の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

＜佐野さんの回答＞

「被相続人の死亡によって相続人等が取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。

この死亡保険金の受取人が相続人である場合、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した非課税限度額を超えると、その超える部分が相続税の課税対象になります。非課税限度額は『(ア)万円 × (イ)の数』で求められます。」

1. (ア)300 (イ)法定相続人
2. (ア)300 (イ)生命保険契約
3. (ア)500 (イ)法定相続人

【答え】

[死亡保険金の非課税限度額の計算式]

「500万円×法定相続人の数=死亡保険金の非課税限度額

したがって正解は、3

問15

長岡さん(35歳)が2023年中に贈与を受けた財産の価額および贈与者は以下のとおりである。長岡さんの2023年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2023年中において、長岡さんはこれ以外の財産の贈与を受けておらず、相続時精算課税制度は選択していないものとする。

- ・ 長岡さんの父からの贈与 現金180万円
- ・ 長岡さんの祖父からの贈与 現金50万円
- ・ 長岡さんの祖母からの贈与 現金200万円

※上記の贈与は、住宅取得等資金や教育資金、結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合(特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(注)「18歳以上の者」とあるのは、2022年3月31日以前の贈与により財産を取得した者の場合、「20歳以上の者」と読み替えるものとする。

(ロ) 上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 16万円
2. 38万円
3. 56万円

【答え】

●受贈者の長岡さんは35歳で、贈与する父・祖父・祖母はいずれも直系尊属のため、贈与税の速算表は(イ)18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合(特例財産、特例税率)で計算します。

$$180\text{万円} + 50\text{万円} + 200\text{万円} = 430\text{万円}$$

●暦年課税の贈与税の基礎控除110万円です。

$$\begin{aligned}\text{贈与税の課税価格} &= 430\text{万円} - 110\text{万円} \\ &= 320\text{万円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{贈与税額} &= 320\text{万円} \times 15\% - 10\text{万円} \\ &= 38\text{万円}\end{aligned}$$

したがって正解は、2

【第7問】下記の(問16)～(問20)について解答しなさい。

<設例>

安藤貴博さんは株式会社S Kに勤務する会社員である。貴博さんは今後の生活設計についてFPで税理士でもある浅見さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2023年9月1日現在のものである。

〔家族構成（同居家族）〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
安藤 貴博	本人	1978年7月 4日	45歳	会社員
明子	妻	1981年5月31日	42歳	専業主婦
大輔	長男	2007年8月17日	16歳	高校生
裕美	長女	2009年7月29日	14歳	中学生

〔保有財産（時価）〕

（単位：万円）

金融資産	
普通預金	230
定期預金	200
投資信託	180
財形年金貯蓄	150
上場株式	270
生命保険（解約返戻金相当額）	35
不動産（自宅マンション）	3,200

〔負債残高〕

住宅ローン（自宅マンション）：2,800万円（債務者は貴博さん、団体信用生命保険付き）

〔その他〕

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないものとする。

問16

FPの浅見さんは、安藤家のバランスシートを作成した。下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、＜設例＞に記載のあるデータに基づいて解答するものとする。

＜安藤家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]	×××	[負債]	×××
		負債合計	×××
		[純資産]	(ア)
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

1. 1,195(万円)
2. 1,430(万円)
3. 1,465(万円)

【答え】

[保有財産（時価）]

（単位：万円）

金融資産	
普通預金	230
定期預金	200
投資信託	180
財形年金貯蓄	150
上場株式	270
生命保険（解約返戻金相当額）	35
不動産（自宅マンション）	3,200

[負債残高]

住宅ローン（自宅マンション）：2,800万円（債務者は貴博さん、団体信用生命保険付き）

純資産は、資産合計-負債合計で求めます。

●資産合計

普通預金：230 万円

定期預金：200 万円

投資信託：180 万円

財形年金貯蓄：150 万円

上場株式：270 万円

生命保険(解約返戻金相当額):35 万円

不動産(自宅マンション):3,200 万円

合計=4,265 万円

●負債合計

住宅ローン(自宅マンション):2,800万円

(ア) 4,265万円-2,800万円=1,465万円

したがって正解は、3

問17

貴博さんは、60歳で定年を迎えた後、公的年金の支給が始まる65歳までの5年間の生活資金に退職一時金の一部を充てようと考えている。退職一時金のうち600万円を年利2.0%で複利運用しながら5年間で均等に取り崩すこととした場合、年間で取り崩すことができる最大金額として、正しいものはどれか。なお、下記＜資料＞の係数の中から最も適切な係数を選択して計算し、円単位で解答すること。また、税金や記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料：係数早見表（5年）＞

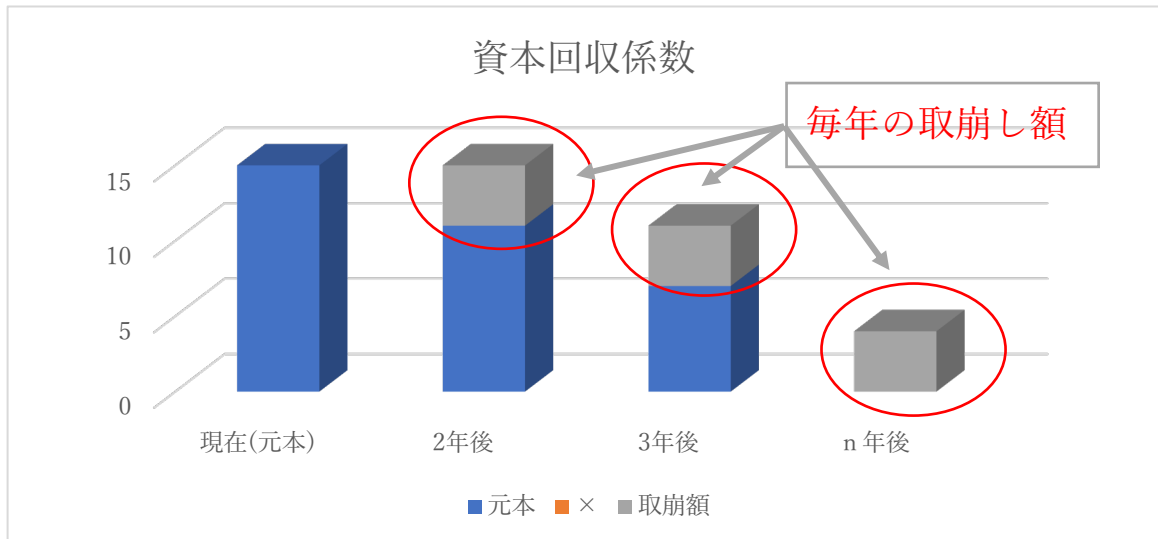
年利	減債基金係数	現価係数	資本回収係数	終価係数
1.0%	0.19604	0.9515	0.20604	1.051
2.0%	0.19216	0.9057	0.21216	1.104

※記載されている数値は正しいものとする。

1. 1,152,960円
2. 1,236,240円
3. 1,272,960円

【答え】

資本回収係数は、現在の一定額を一定期間で取崩した場合の毎年の取崩し受取額を求めます。



$$6,000,000 \text{円} \times 0.21216 = 1,272,960 \text{円}$$

したがって正解は、3

問18

貴博さんは、通常65歳から支給される老齢基礎年金を繰り上げて受給することができることを知り、FPの浅見さんに質問をした。貴博さんの老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰上げ受給に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給要件は満たしているものとする。

1. 老齢基礎年金を60歳から繰上げ受給した場合、原則として、老齢厚生年金も60歳から繰上げ受給することになる。
2. 老齢基礎年金を繰上げ受給した場合の年金額は、繰上げ月数1月当たり、0.4%の割合で減額される。
3. 老齢基礎年金を繰上げ受給した場合、65歳になるまでであれば、繰上げ受給を取り消し、65歳からの受給に変更することができる。

【答え】

1. 適切

- ・繰上げ: 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは、**同時**に行う。
- ・繰下げ: 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げは、別々でも可能。

2. 適切

・繰上げ支給

本来65歳からの年金受給を最長60歳まで繰り上げることができます。

1ヶ月あたり**0.4%**の減額となり、 $12\text{ヶ月} \times 0.4\% \times \text{最大5年} = 24\%$ 減額となります。

3. 不適切

- ・老齢厚生年金の繰上げ、繰下げの取り消しや変更は、繰上げ・繰下げ請求した後は取消しできませんので**生涯にわたって適用**されます。

したがって正解は、3

問19

明子さんは、現在、専業主婦であり国民年金の第3号被保険者であるが、パートタイマーとして、株式会社SXにて2023年10月1日より「週25時間、月給12万円、雇用期間の定めなし」という労働条件で働く予定である。この条件で働き始めた場合の明子さんの国民年金の被保険者種別に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、株式会社SXは特定適用事業所である。

1. 国民年金の第1号被保険者である。
2. 国民年金の第2号被保険者である。
3. 国民年金の第3号被保険者である。

【答え】

●短時間労働者は、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者(正社員)と比べて4分の3以上であるものは、1日の所定労働時間にかかわらず、社会保険への加入義務があります。

●特定適用事業所とは、1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が101人以上となることが見込まれる企業等のこと。

[厚生年金保険の被保険者]

特定適用事業所等に勤務する方で、一週間の所定労働時間または1月の所定日数が通常の労働者(正社員)の4分の3未満である方のうち、以下の(1)から(4)のすべてに該当する方が、社会保険の加入対象となります。

- (1)週の所定労働時間が20時間以上であること
- (2)所定内賃金が月額8.8万円以上であること
- (3)学生でないこと
- (4)雇用期間が継続して2ヶ月以上見込まれること

[本問の場合]

明子さんは、「週25時間、月給12万円、雇用期間の定めなし」全ての要件を満たしていますので、**国民年金の第2号被保険者**となります。

したがって正解は、2

問20

貴博さんと明子さんは、個人型確定拠出年金(以下「iDeCo」という)について、FPの浅見さんに質問をした。iDeCoに関する浅見さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「iDeCoに加入した場合、拠出した掛金全額は、小規模企業共済等掛金控除として税額控除の対象となり、所得税や住民税の負担が軽減されます。」
2. 「老齢給付金は年金として受け取ることができるほか、一時金として受け取ることができます。」
3. 「国民年金の第3号被保険者である明子さんは、iDeCoに加入することができます。」

【答え】

1. 不適切

個人型確定拠出年金の掛金は、全額、小規模企業共済等掛金控除として、所得控除の対象となります。

本問では、「税額控除」と説明されていますので、不適切となります。

2. 適切

個人型確定拠出年金の老齢給付金は、一時金、年金、その併用が可能です。

3. 適切

国民年金の第3号被保険者も個人型確定拠出年金に加入することができます。

したがって正解は、1